

第八十四回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 十 七 号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

午前十四時四分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

北川 石松君

中島 衛君

三池 信君

西宮 弘君

長谷雄幸久君

加地 和君

阿部 昭吾君

出席國務大臣

法務 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省刑事局長 伊藤 榮樹君

委員外の出席者

(東京慈恵会医科大学附属病院) 徳村 正臣君

(東京慈恵会医科大学附属病院) 小林 久三君

(作 家) 清水 達雄君

法務委員会調査 室長

委員の異動

四月十八日

補欠選任

原 健三郎君

前尾繁三郎君

北川 石松君

中島 衛君

第一類第三号

法務委員会議録第十七号

昭和五十三年四月十八日

同日
補欠選任
北川 石松君
中島 衛君
前尾繁三郎君
原 健三郎君

四月十七日
民法第七百五十条の改正に関する請願外四件
(土井たか子君紹介)(第三二八二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

人質による強要行為等の処罰に関する法律案
(内閣提出第五二二号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、人質による強要行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日は参考人として、昨年ダツカ空港日航機乗っ取り事件の際、乗客として貴重な体験をされた東京慈恵会医科大学附属病院亀田内科医長徳村正臣君及び作家小林久三君の御両名に御出席をいたしております。

この際、両参考人に対し、一言ごあいさつ申し上げます。

両参考人には、御多用の中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、ただいま本案について熱心な審査を行っておりますが、本日先生方から御意見を賜りますことは、本案審査に多大な参考になることと存じております。

参考人におかれましては、それぞれのお立場なご意見を御意見を述べたいかどうかを御意見を申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げますが、徳村参考人、小林参考人の順序で御意見を述べたい

ただくこととし、なお、御意見の開陳は一人五分ないし十分に取りまゝとてお述べいただくようお願い申し上げます。

次に、参考人に対し、委員から質疑がありますので、さよう御了承をお願いいたします。

それでは、まず徳村参考人にお願いたします。

○徳村参考人 初めに、ダツカ・ハイジャック事故で無事に帰国できましたことは、日本国政府の処置並びに諸先生方や国民の皆様のおかげと深く感謝いたしております。

私は、現在日本航空勤務部の健康管理室に嘱託医師として勤務しております。日本航空と慈恵医大との契約により、出向の形をとっております。

日本航空におきましては、乗客の健康管理に携わっており、私の受け持ちは、整備員並びに客室乗務員の健康管理全般を行っております。今回ダツカでハイジャックに遭遇しましたが、このときもカイロ駐在の日航職員、健康管理のために出かけたものであります。

昨年九月二十三日、JAL四七三便にてカイロに向かいました。九月二十七日、JAL四七二便にてカイロを出発、九月二十八日東京着の予定でございました。

御存じのように、九月二十八日、ボンベイの離陸直後ハイジャックに遭いました。ボンベイの前の着陸地でございますカラチで、クアラ Lumpur の日航機墜落事故のニュースを機内で聞きまして、すぐ現場に駆けつけるつもりで睡眠薬を飲みましたので、ボンベイの離陸は知りませんでした。ですから、突然周囲の騒がしい物音で目を覚まされたわけですね。それ以後、最後にアルジュリアで解放されるまで、百三十四時間機内に閉じ込められたままで過ごしました。

機内の様子については新聞、ラジオ、テレビなどですでお聞き及びのことと思います。しかしながら、一言で申し上げても、その暑さは実感として十分に皆様は御理解いただけないことと思います。ダツカ着陸直後よりエアコン車がないために、密閉した機内の温度はどんどん上昇いたしました。最高四十八度になりました。機内の客席の灰さらは熱くてさわれないほどでございました。

機内は風もなく、初めのころは一日にコップ半分ぐらいの水しか与えられませんが、のどが非常に渇き、ズボンまで汗びっしょりで、まるで生き地獄のありさまでした。生きていたのがやっとなかなかありさまでした。あれほど汗をかいた経験はございませんし、乾いたパンの食事はのどに通じませんでした。

帰国後わかったことですが、高橋キャプテンは体重がマイナスイキロ、チーフパーサの池末君は体重が五キロ、私も約三キロ近く体重がやせておりました。これは非常なる汗のため、あるいは食事が非常に不足したためだと思います。

お客様の緊張と興奮とがつのり、赤軍と乗客が殴り合いになるかと思われたことが三回ほどございました。要するに、パニックになると思われたことが三回ほどございました。

今回のハイジャック事件は、一、時間が長かったこと、二、飛行機のエアコンディショニングが効かなくて、外部よりの動力車に頼らなければならなかったこと、三、飛行機の後部の給水装置が壊れていたこと、四、ほぼ満席であったこと、五、ダツカという暑い土地での事件であったこと、などから、機内の環境は想像を絶するものでございました。

次に、乗客の心理について申し上げます。

第一類第三号

法務委員会議録第十七号

昭和五十三年四月十八日

ダツカで解放された人の中で、赤軍が親切であったとかあるいは紳士的であったとか言う人もございましたが、これは日本人的な罪を憎んで人を憎まずという発想が根底にあったことと思ひます。さらに、マスコミになれた日本人でもありまして、そこには一種の演出があつて、何時間もの拘禁状態から解放されたということを考えますと、その喜びでいろいろな発言がなされたことと思ひます。私自身、途中交代で機内に入つてきた日航機長に赤軍の一味と思われたほどでしたが、非常に自分では落ちついてたつもりでございましたが、ハイジャックされた当初は、長い沈黙の世界でかすかなふるえを覚えていましたし、非常に緊張してゐたと思ひます。

ダツカ着陸後は、前に述べましたような暑さも加わりまして、心臓発作を初め種々の病人が続発しました。私自身医者としての病人が続発しました。長時間の拘禁状態に暑さが加わり、緊張が続きますと、乗客が、殺せとかあるいはピストルの弾を心臓に打ち込めとかいろいろのことを申します。パニック前まで行きましたが、動力車が来てエアコンディショナーが入りますとみんなは拍手をし、赤軍そのものに対する恐怖心より、暑さに対する恨みから来るものの方が非常に大きくなつたように感じました。ハイジャック事件の乗客の心理については、拘禁時間とかあるいは場所、環境、たとえば温度を低くするとか、あるいは食事などいろいろな因子によつて変化いたしますが、時間の経過とともに精神的緊張は、人によつては極度に興奮する人もありますが、一般的には徐々に興奮がおさまってくるものと思ひます。機内で騒いだのは多くは外人でございました。日本人は非常におとなしな人と思ひます。これは、何と申しますか、日本人の他律的な個人と申しますか、日本人の特徴である集団論理的な考えがそこにあつたのかもしれません。

次に、ハイジャックした赤軍についての感想を述べてみたいと思ひます。

今回の機内でコレラ騒ぎがございましたが、皆様に怒られるかもしれませんが、患者が使つた便所の前で、二晩ほど赤軍のある男が直立で番をしていてと申しますか、お客を入れないようにしていました。そこには非常に厳しい軍隊的な訓練をした跡がうかがわれますし、あるいはハイジャックそのものも非常に計画的な行動によつて行われたと思はれる節が多々ございました。あの暑い中でも、彼らは背広を着ていましたし、覆面をしておりました。私のお隣にいた老人は、オートバイで町を走る若者に見習わせたといふも申ししております。しかし私は、だからといってその罪を許すものではないと思ひます。法治国家として毅然たる態度でハイジャックに立ち向かつていただきたいと思います。そして、ハイジャックのない世の中にしていただきたいと思います。以上です。(拍手)

○鴨田委員長 次に、小林久三君。

○小林参考人 小林でございます。一推理作家として、ハイジャック事件に関する考え方を述べてみたいと思ひます。

まず、過激派に対する考え方でありまされども、これは基本的に、武装した軍事的な強盗集団にすぎないといふふうに私は考えております。世界的にいろいろハイジャック事件が起きておりますけれども、彼らの強盗的な目的を達したといふのは日本だけだといふふうに私は考えております。ことにこの前のダツカ空港事件といふのは、彼らの目的が明らかに十六億円といふ身のしろ金、つまり活動資金の奪取にあつたといふことはほぼ間違いないことだと思ひます。そういう意味で、彼らに要するに武装された軍隊的な規律を持った暴力集団であるとするならば、警察などの知恵比べという面を必ず持つてくるわけですね。

したがつてこれからの見通しを考えますと、次第に金属探知器などによりましてどんどん武器の取り締まりが厳しくなりまして、彼らが考えられる手段といふのは、強盗の手段として考えられまされども、これはあくまで推理にすぎまされども、

も、基本的にまずダイナマイトが必ず次に使われてくるだろうと思ひます。ダイナマイトは御承知のように恐らく五ミリグラムくらいで、航空専門家にお伺いすればわかると思ひますが、とびらを吹く飛ばせば恐らく飛行機は墜落状態になる。しかもそれは金属探知器にはかからない。したがつてこのダイナマイトないしプラスチック爆弾が使われてくるだろう、第一に。

それから第二に、全乗客に対する、つまり人質という形よりも、むしろぼくは機長士など乗務員に対するさまざまな手段がこれから考えられてくるだろうと思ひます。端的に申しますと、機長士ないしパイロットに対する個人的な手段と申しますが、それはたとへば簡単に申しまして、パイロットの家族を前もって誘拐するとか、それを極秘の中に展開していく。

さらに、もっと手段として考えられますことは、ただ飛行機の中に入るのではなくて、もう一つの飛行機によるハイジャックという手段が考えられます。というのは、もっと具体的に申しますと、たとえば戦闘機によつて飛行機を追尾した場合は、これははっきりと形を変えたハイジャックになるわけですね。じゃ、日本において戦闘機がないではないかという問題が出てきますけれども、この場合銘記しておかなければならないのは、日本国内において政治的目的を持ってハイジャック事件が起きたといふのは「よど号」事件だけだろうと思ひます。常に海外において起こる。しかもその場合において、世界的な組織を持つていてPFLPとか、それからツバロマスとか赤い旅団とか、そういう連中とのいわば連動作戦に出た場合に、もう一つの飛行機によるハイジャックという予想外な事件が起こる可能性が考えられる。

それから、もう一つさらに突き詰めて、これはおどかさず何でも何でもなくとも考えられる手段としては、ただ飛行機、人質全体でなくて空港ジャックができるということ、これは世界の推理小説をお読みになるとすぐわかることですが、乗客を全部おろして原爆、ウラニウム

爆弾というのを一台積みまして、それを飛行機の中に置きますと、これは御承知のように、ウラニウム爆弾というのはウラニウムとウラニウムをぶつつけるわけですけれども、これによつて放射能汚染が完全に空港半マイル以上に広がる。こういう手段がこれからは考えられてくるだろう。それは、現実的にこれまではハイジャック事件というのは警備隊の意表をつく形で常に行われていたといふことをやはり一度頭に置いていただければ、これからウラニウム爆弾による、それを飛行機の中に搭載しておけば、これはつまり特殊部隊を潜入させても、爆発させれば飛行機、それから半マイル以上放射能に汚染されるわけですから、まるで手も足も出ない。しかもウラニウム爆弾の重さは約三十ポンドぐらいしかない。こういう状態においてハイジャックが行われた場合には、人質の対策問題よりもむしろもっと大きな対策が考えられなければならぬのではないかと、私はこういうふうな思ひます。そういう意味で、ハイジャック対策といふのはやはり武装した暴力集団といふものを徹底的にせん滅する中での一環にすぎないのではないかと私自身は考えております。

○鴨田委員長 ありがとうございます。

○鴨田委員長 ありがとうございます。

○鴨田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 両参考人、お忙しいところ、まことにありがとうございます。

短い時間で大変有益なお話を伺ひまして、私も、質問も時間が大変ないのでございますが、簡潔に二、三點伺ひたいと思ひます。

まず、一つはいわゆる西独方式と言われる強硬作戦、一つは日本方式とも言われる人命最優先主義、あの当時非常に対比的に世間で議論がなされた。その後、瀬戸山法務大臣はどちらともとれ

ないことを就任以来言われておるわけでありま
す。本委員会におきましても、断固厳罰をもつて
処する、同時に一人一人の人命優先ということ
を両立して言われておるわけでありま。私の質問
は、一体日本として、われわれが考えるべきもの
はどちらに中心を置くべきであるかということな
のであります。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理着席〕
私の意見を申し上げて恐縮でございますが、もち
ろん国民性の違い、社会的な組織形態の違いもあ
るだろうと思うが、両先生はこの点についてどう
お考えでございましょうか。簡潔にひとつお答え
をお願いしたいと思います。

○徳利参考人 お答えいたします。

私の意見といたしましては、日本的なやり方が
いいのじゃないかと思ひます。と申しますのは、
横山先生がおっしゃられたように、日本人と
ドイツ国民との国民性の違いということもござい
ますし、それから日本赤軍とドイツ赤軍というも
のの違いがござい。実際はよく存じ上げては
おりませんが、ばくの知っているのはこの間のダ
ツカのハイジャック事件での日本赤軍でございま
すが、先ほど申し述べましたように、非常に軍隊
的に訓練されているということでございます。い
かなるときでも自分の部署を離れるようなことは
ございませんでした。あるいは女の人も乗せてい
ませんでした。ですから、西ドイツ赤軍の特殊部
隊がもしこの間の日本赤軍の日航機ハイジャック
に向かったとしても、ばくは成功しなかったんじ
やないかと思ひます。

それから国民性の違いということでございます
けれども、先ほど申し上げましたように、外人は
パニックになるような寸前まで非常に騒ぎまし
た。いろいろな病氣であるとか仮病であるとか、
実際に病人になったのは外人が非常に多いござい
ました。ところが日本人というのは、非常に病人
になる人が少なかったわけですね。ですから、日本
人の国民性として、周囲を気にするとか、集団論
理的な考え方というものが非常に強いので、もし

今後そのようなハイジャックに断固として向かう
というふうなことがございしたならば、いまま
で日本人が乗っ取られて緩衝剤になっていたのが、
逆に緩衝剤じゃなくなつて、やはり日本人的な発
想で、日本人というのには振幅が、意識的なあれが
非常に強いものですから、今後どうなるかわかれ
ないわけですね。たとえば飛行機にハイジャックさ
れたところは敢然として集団で立ち向かうという
ような方式をとられますと、果たしてこの間の五
人の中で四人まで殺したとしても一人残つていた
ならば、やはりハイジャックは負けだと思ひま
す。ですから、お客のことだけを考えるならばや
はり日本的なやり方でやつていただきたい、お客
の一人としてはそういう考えでござい。また、
だ、そのほかにもうもの対策は断固としてやつ
ていただきたいと思ひます。以上です。

○小林参考人 自身の意見は二つありまして、
これからハイジャック事件というのは少なくなる
だろうと私は思ひます。現実には過激派によるハイ
ジャック事件というよりも、もっと要人誘拐
というふうな形で移つていくだろうと思ひますけ
れども、基本的に日本の赤軍と海外の赤軍派との
違いは、ブラックセブテンパーにしても、赤い旅
団にしても、西独赤軍にしても、常に秘密の組織
であるわけですね。ところが日本の場合には、明ら
かに東京の一角にはつきりした事務所を設け、そ
れから成田空港の場合は三十六カ所、いま多少減
つたやうですけども、明らかにそういう組織の
存在がはつきりしている。にもかかわらず、何か
そこに断固たる処置をとれない。そういうところ
に、彼らがハイジャック事件を警備人のすきをつ
くという形で起こしてくるという土壌があるよう
な気が私はいたします。そういう意味で、根本的
にハイジャック事件に断固で臨むということであ
るならば、その前に日本におけるそういう過激派
が堂々と事務所を構えて、なおかつ不法な手段を
とれるというその土壌をきちんと処理することが
まず必要だろうというふうに私は考えます。

○横山委員 その件について小林さんにもう一つ

伺いたいのですけれども、起こつた事件について
の対処のあり方と同時に、前もって何を考えるか、
いま言及されたことも含んでござい。確かに、確
かに私も少なくなるだろうと思ひますが、しかしなが
らこれはなくならないものであろう、そしておこ
しやつたやうに形を変えて意表を突いて出てくる
と思ひます。私ども政治を担当していろ
うと対応を考えている者にとりましてもう一つ
考えなければならぬことがあるのではないかと。
いいますのは、この間もここで法務大臣と一問一
答を交わしたのですが、私ども野党をもつていた
しましても過激派については絶対相入れない立場
ではあるが、しかしそういう過激派が日本に起こ
つてくる土壌というものは何であらうか。そうい
うことについてはわれわれ政治の舞台としては考
える余地は一体ないのであらうか。起こつた事件、
それから起こりそうな事件に対する対処以外に一
体――なるほど西独でもイタリアでも過激派は
起こつておるけれども、何か当初日本が赤軍派の
輸出国のように言われ、どんどん海外へ行つてい
ろいろなことをやる、そういう日本の社会的土壌
というものは一体どういふものなのか、政治の世
界でどうすればいいの。それはベニシリンはな
いであらう。ないであらうけれども、われわれが
考えるべき点は何かないのであらうか。けしから
ぬ、いかぬ、断固断固と言つておつても、それだ
けでは政治の世界は解決しないのではないかと。そ
れは警察とかあるいは役所がやり、役所がやれな
いことを法的にやるということであらうけれど
も、政治という広範な舞台では何を考えればいい
のであらうかについて一問一答をしたのでござい
ますが、そういう点で小林さんの御意見があつた
ら伺いたいのと思ひます。

〔山崎(武)委員長代理退席、委員長着席〕

○小林参考人 お答えいたします。

私自身政治の専門家でもございせんけれど
も、ただ、一人の市民として考えてみたいこと
は、彼らは近代高度資本主義国家における鬼子
だ、こう言われます。つまり、物質的な豊かさ

の中で育つてきた若い人たちにとって、いまの既
成組織というものがつくり上げていく政治的雰囲気、
社会的雰囲気に対して、どうにもならないあ
る焦燥感といふ立派したしさの中から非常に直接的な
手段をとってくるのが、過激派によるハイジャッ
クを中心とするさまざまな攻撃だろうと私は思ひ
ます。したがって、これはいま生きていくべくた
ちの社会の中から生まれてきたものですから、別
なところから突如異常発生的に生まれたものでも
何でもなくて、日本の政治的風土、社会的風土の
中から生まれてきたもので、これは私たち
自身の責任でもあるだろうと思ひます。ただ私、
一人の推理小説家として思うのですけれども、政
治的犯罪、社会的犯罪に対する日本特有の――こ
れは明治時代から、諸先生たち先刻御存じだと
思ひますけれども、明治以降日本の警察組織のあ
る優秀さというものはあるわけですが、逆に言え
ば、それは密偵政治、密偵制度というものを非常
に巧みに利用して近代国家をつくり上げたとい
う面はかなりあるだろうと思ひます。ということ
を考えますと、いまのこの過激派がこれだけ跳梁
しておることをなぜ許しておくのだらうか、こうい
う疑問が私は非常に強いわけですね。言葉は悪い
ですけども、一種のスパイ、日本の警察のとい
ておるスパイというものは非常に優秀なものだろ
うと思ひますが、それが、私たち推理犯罪を考
える立場からいいますと甘いように思ひます。な
い、こういうふうな印象を非常に強くするわけ
です。

もう一度整理して申し上げますと、彼らは私
たちの社会が生み出した一種の鬼子だと思ひます
けれども、その鬼子に対するわれわれの考え方が、
できの悪い息子をかわいがるという考え方で本
当にいいのだらうかというふうに私は思ひますし、
そういう鬼子を生んだわれわれの反省も当然ある
わけですけども、それに加えて、日本が持つて
いる警備隊というものをきちんと整えて、彼ら
の存在する理由を根こそぎ覆していく方法が必要
だろう、私はこういうふうに考えております。

○横山委員 最後に一つ穂刈さんに伺いたいのですが、穂刈さんが体験をなさった人質としての経験はハイジャックという特殊なものでございまして、人質法案を検討しております過程から、人質にもいろいろな形態があるわけですが、私の名古屋で、二億八千万円を銀行で取られました。社会的にきちんとした人なのでありますが、それが犯人に銀行へ連れられていて、二億八千万円出してくれと言われて平穏な顔をしておたらしいので、銀行もあたりまえのような顔をして二億八千万円を出した。あるいはバスジャック、最近人質の形態がいろいろございまして、いまお話の、ダッカにおける日本人の態度が外国人と比べて非常に平穏であったというのでありますが、あなたの体験を含んで、人質はその段階においていかにあるべきか。大変むずかしい話ですが、たとえば、私がその二億八千万円のこと警察にも銀行にも言うたわけでありまして、その二人の社会的にもまあまあという人が銀行へ行って二億八千万円、ホテルに人質があるわけでありまして、自分も人質なんですけれども、ホテルの人質を心配してやっておった。もう少しいい知恵はなかったのであらうか。たとえば、もう緊張の余り銀行の支店で気絶してしまつたらどうだ、二億八千万円を要求する前に。気絶してしまふことによつて事態の変化が生まれるのではないかと、これを冗談のように言うたら、まじめに警察も銀行も、それはおもしろい案ですけれども、それがございまして、この点について、人質になりました穂刈さんの体験上、今後人質に寄せる参考の御意見を承つて、小林さんからもそれについて補足的な御意見を承りたいと思います。

○穂刈参考人 お答えいたします。

非常に漫画的な発想としか言えないと思うのですが、余りこういうところでそういうことを申し上げても不謹慎だと思ひますが、飛行機の場合は空の上だということがございまして、銀行の場合とは違ふのじやないかと思ひます。それから、先ほど申し上げましたように、地上にありましても

ガソリンを非常に多く積んでおりますし、一人で行動できないという面で非常に違いがございまして、一人が立ち向かつたとしてもほかの人に迷惑をかける、これは日本人的な発想かも知れませんが、人質にしろ、そういうようなことがございまして、なかなか敢然と立ち向かうということができないと思ひます。ぼく自身帰つてきまして、ある人に、おまえは一人も殺さないで帰つてきたとは何事かというようなことを非常に責められました。愕然となつたのですけれども、そういうような考えの人もおりました、やはり一人で立ち向かうべきであつたかなと思ひましたが、ぼくはそんな勇氣はございせんし、人質となつたならばやはり静かにしておるのが一番いいのじやないか、日本国政府とかあるのは日本国民とかというものを信頼して静かにしておるのが一番いいのじやないかなと思ひます。

○小林参考人 小説の手段としては幾らでも考えられるのですけれども、現実には何十人かの人質の方でどのような態度をとつたらいかがというものは、私自身専門外なことなのでお答えのしようがないのですが、ただ一つ言えることは、つまり、過去のハイジャック事件を詳細に調べてみますと、犯人の数が一番多かったのがたしか「よど号」事件だろつと思ひます。そのときにたしか九人だつた。それ以外は大体五人、武器が拳銃ないしプラスチック爆弾、こういう形をとつておりますので、これに對抗し得る手段としては、犯人の乗り込む数がマキシマム十人であるという想定から、人質の中にある手段をつくることは、これから警備当局の中で考えていけばいろいろの方法はあるのではないかと、私はそう考へておりますが……。

○横山委員 ありがとうございました。

○嶋田委員長 次、正森成二君。

○正森委員 御苦労さまでございました。それでは、穂刈先生に具体的なことについて伺ひたいと思ひます。

最初、いまの御説明の中でエアコンディション

がきかなかつたので四十八度にもなつたと言われましたが、それは大体どれくらいの時間続いたのでしょうか。それから、その後何か改善されたと言われましたね。改善されて大体何度くらいになつたのでしょうか。私は汗かきなもので三十五度でも耐えがたいのに、四十八度というのは想像もできないようなこととございまして、念のため伺ひます。

○穂刈参考人 はつきりした記憶はいまのところないのです。と申しますのは、もう半年以上もたつておりますから、はつきりお答えできませんけれども、四十八度になりましたのは、着きまして、DC8、あの機種は動力車、外部に頼らないとエアコンディションができないので、エンジンをつけているときはいいわけなんですけれども、ああいう長時間になりますと、それも回しているわけにいかないので、エンジンを切ることにになります。ですから、ダッカに着くまではエアコンディションはもちろんなつたわけですが、夜ですけれども、着きまして、何時ごろでしたか、夜ですけれども、約十二時間ぐらいたつたときが極限になつたんじゃないかと思ひます。動力車が着きましてからまた普通の温度でございすけれども、余りそこら辺の温度については詳しくございせんので、正確にはお答えできません。

○正森委員 赤軍が一つのトイレで、二晩ほど徹夜で直立で張り番をしておつたと言われましたが、私たちがいろいろ経験するのですけれども、こういうぐあいに閉じ込められた状況では、トイレの状況が一番汚染されてくるんですね、コレラとかそんなことがなくても、その点はいかがでございしましたか。

○穂刈参考人 トイレの状況は、もう何と申しましか、できるような状態じやないぐらい汚染しております。

トイレと、先ほど申し上げましたけれども、トイレとギャレの間に赤軍の男がいたわけ、その間に荷物でバリケードを築きまして、その外側に、トイレの近くの方に立つてお客を寄せないよ

うにしていたということです。

○正森委員 結局、そうするとトイレの汚染状況というのは、水が出ないからそういうぐあいになつていくわけですか。

○穂刈参考人 先ほど申し上げましたように、一つのトイレ、後方のトイレはシャットアウトしております。満員のお客様でございまして、前方のトイレだけを使うわけです。それから水もやはり出なかつたわけ、途中から、ダッカからの水であれをすることができなかつたけれども、人によつては、トイレに行つて、トイレから出る水を飲んでいた人もおりました。

○正森委員 そういふ厳しい状況の中で、外部との情報伝達はどのようなふうになつたのですか、あるいは全然なかつたわけですか。

○穂刈参考人 外部との情報伝達というのは赤軍を通してなされるわけですが、いま日本国政府と連絡をしております、あるいは日航機がもうじき来る、あるいはパキスタン政府の間に小さなトラブルがあるというふうなことがありましたけれども、ほとんど外部の状況はわかりません。と申しますのは、そのほかに、着きましてからは窓を開められていましたし、夜と昼の区別もつかないような状態です。

○正森委員 その赤軍派が、自分たちの知つた外部との情報を乗客に伝えるわけですが、それが意識的に操作されたらそのものもありましたか。それとも後で外に出てみたら、そのときそのときの正確な情報を伝えていたというふうに判断されましたか。

○穂刈参考人 余り外部との情報というのは知らされてないわけですが、一番驚きまされたのは、ダッカの暴動と申しますか、あれをインターナル・リトル・プロブレムというふうな表現でしかやつてなかつたので、まさか内乱が起つていくというふうなことは考えませんでした。ただお客さんが、ちよつと周りの状況がおかしいというふうな、ちよつと窓をあけて見ることがときどきございまして、そんなふうなことがありました

けれども、あと特別いまして出ません。

○正義委員 そうすると、赤軍派は乗客の心理的動揺をできるだけ防ぎたいということを考へていたと思われまふけれども、ああいう状況に置かれますと、乗客の中には自分の生命——団結を重んじるよりも、そういう赤軍派に対して迎撃の立場をとるといふ者も集団の中には出てくるものですけれども、あなたのハイジャックの場合にはいかがでしたか。

○穂苅参考人 赤軍に迎撃的な人というのは、ぼくの知る限りいなかったと思います。すべて憎しみの念が強かったのじゃないかと思ひます。

○正義委員 では、最後に伺ひますが、犯人の中に、幾ら軍隊の規律を持っておりますが、相当長い時間ですけれども、すきを見せたというように多くの乗客に見られるときはありましたか。それとも、いや、これは立ち上がった一人ぐらひはやつつけられても、直ちに報復があるから無理だというような状況でしたか。

○穂苅参考人 長時間、まあ百三十四時間になりますと、赤軍の中にもかなりすきが出てくると思ひます。たとえば手りゅう弾であるとかあるいはピストルであるとか、彼らのものを奪おうと思へばいつでもございまして。それは初めの方ではなく、特にダツカを飛び立つてからある程度、人間関係と言つては怒られると思ひますけれども、長時間である程度人間関係ができてきますと、特にいつでも取れるという状態がございまして。ただ、一人を殺したとしてもあとの四人が残っております。

○正義委員 スチュワードというのは乗客と同じように座らされたままだったのですか。それとも犯人たちの補助をしてやはりサービスさせられたわけですか。

○穂苅参考人 初めはスチュワードが動くことも禁じておりましたけれども、スチュワードとかパーサーの方からの申し出によりまして、非常に勇敢にわれわれ乗客のために食事を運んだり水を運んだりしました。そういう意味で、非常にス

チュワードというのを見直しました。

○正義委員 ありがとうございます。

それは小林先生に一つだけ伺ひますが、先生は「空を飛ぶ極」という推理小説を書いておりまして、夢星重工というのですか、その会長さん何かが誘拐されて、それに呼応してやはりハイジャックされるというような筋だったと思ひますが、先生はまだお書きになっていないかもしませんが、先生はハイジャック以外のその他ジャックですね、外国の在外公館を占拠するとかいろいろの方法と手段が考えられますが、こういうことを申し上げては失礼ですが、推理小説家の想像によつてどういふような事例が考えられるか、いまお話しになった原爆以外にございしたら、お話ししたいと思ひます。話の種を先取りするよう申しわけございませんが……。

○小林参考人 これは職業上の秘密に入りますので、ここでもなかなかにわけにはいかぬので、性としてあらゆることが可能だという時代に入つた、こういうことは言えるだろうと思ひます。いままでは、PBM作戦と言ひまして要人誘拐それから資金調達作戦、爆弾。ところが、これから考えられるのはもっとスケールの大きい、つまり、私は小説以外に映画の仕事もしておりますけれども、アメリカ映画で、御存じのように「合衆国最後の日」といふのが、大統領を人質にする、そしてそれは原爆というものを手段にする。そういう手段も考えられますし、それから、やはり一番こわいのは核ジャックだろうというふうに私は思ひます。御存じのように、アメリカの原子力委員会から出ておりますパンフレットは一九六四年から公開されておりますし、それからロスアラモス計画という、これは原爆の製造、つくり方という本ですけれども、アメリカの法務省とそれから原子力委員会は、この本によつて起こつた出来事には一切責任は持たない、こういうただし書きが裏表紙についておりますけれども、こういうのは世界的に非常に出版されておりますし、ウラニウムとい

うものは自動車でいまアメリカとか海外では輸送されてはいるので、こういうものに過激派が目をつけるわけがない。したがつて、そこから起きることは、やはり最高首脳に対する牽制である、こういうことは理屈の当然として推理されるわけですね。その程度にしたいだきたいというように思ひます。

○正義委員 ありがとうございます。

○穂苅参考人 加地和君。

○加地委員 私は、余り時間がございませぬので、最初に質問だけ個条書きにお尋ねします。で、一括してお答えいただきたいと思ひます。最初に穂苅先生にお尋ねすることをずっと挙げていきます。

まず、百三十四時間の間の食事とか水とか、そういうものはどういふうぐあひになつていたかということでございます。

それから、二度か三度ほどパニック寸前の状態になつたとおっしゃいましたけれども、そのパニック状態というのはどういふ状況で起きてきて、それが結局は起きないでござまつたというのはどういふ原因かということでございます。

それからまた三番目には、私たちがよく聞いておりますのは、操縦席のとびらをしっかりと閉めておけばハイジャック事件というのはいくら防ぎ得るのじやなからうかと言われております。それが、余りとびらをしっかりと閉めておいて、操縦席の中の方から閉めていないことが多いと言われておりますけれども、それを励行すれば果たしてハイジャック事件を防止し得るようにお考えになるでしょうかということでございます。

それから、その次の質問は穂苅先生、小林先生両方に共通でございますけれども、私はこの赤軍なども、悪いことをする人間というのは必ずどこかに精神的動揺があり、すきがあると思ひます。ね。そのために操縦者あるいはスチュワード等にも警察官の権限とか資格といふものも一定の人数に与えて、ある程度訓練をしておく、そして、

全部が全部そういううぐあひに警察官と同じような働きができなくても、あるいはピストルを持つていたり、あるいは何かの護身術に毛の生えた程度の身の備えといふものをさせておけば、こうやすやすと五人かそこらぐらひの者にやられることばかりではないのではなからうかというように思ひますけれども、その点についてどのようにお考えになるかということでございます。

それから、先ほど穂苅先生がおっしゃいましたように、百三十四時間の間、ハイジャック犯人の間にもすきができてきて、手りゅう弾等を奪おうと思へば奪えたかもしれないとおっしゃいましたが、乗務員の間に組織的な反撃といふものの訓練ができていて、組織的な反撃といふものも可能であつたとすれば、それでも犯人たちの方が勝つて、いわゆる正しい者が負けてしまふという状況のままになつたかどうか、そういうことをお尋ねいたします。

○穂苅参考人 大体五つのことをお聞きになつたと思ひます。

まず食事と水のことですけれども、ダツカに着いたしまして食事が運ばれたのはその日の夕方でございます。食事はチキン・ハム二枚とパン一個、それからバナナが一本でございます。水は小さなコップに七分目あるいは人によつては半分ぐらひでございますが、全く同じ食事がダツカにいらひに運ばれたわけですが、向こうの政府を何も恨むわけじやございませぬけれども、同じ内容の食事でございまして。それも水も十分に運ばれたわけではございませぬ。一日にコップ七分目ぐらひが、多くなりまして二杯であつたりあるいは三杯であつたわけでございますから、水分の減少のために非常に体重が減少したといふのは先ほど申し述べたとおりでございます。

それからパニックの原因ということでございますけれども、パニックの原因というのは三回ほどございまして。一回はダツカに着きまして、エアコンデションが効かなくて四十八度になつたときでございます。それからもう一回は、やはりエ

く御札を申し上げます。

○鴨田委員長 引き続き、政府に対する質疑を行います。

○西宮委員 この前私が保留をお願いした問題は、要するに政府の答弁では私は納得しませんでしたので、したがって政府でも考えていただく、私も考えていく、こういうことで保留をしたわけでありましたが、その前に私は、例の「強取」という問題についてかなりひどいほどお尋ね申したわけでありまして、大臣あるいは局長、私は辞書にない言葉だということを申し上げたが、辞書をごらんになりましたか。イエスカノーだけで答えてください、時間がありませんから。

○瀬戸山山務大臣 忙しくて見ておりません。

○伊藤（繁）政府委員 見ております。

○西宮委員 私は、国会の図書館にある辞書であります、それを見ましたけれども、全くないというものが三つばかり。それから全編十三冊から成っている大冊の日本で最も権威ある辞書があるわけでございますが、その中にはありません。ありましたけれども、これは「キョーシユ」と読むことになっております。「ゴーシユ」ではない。あるいは岩波の「広辞苑」、これには「ゴーシユ」と発音をしております。これは「強盗罪を構成する行為」と説明がしてあります。それから滝川幸辰さんの「刑事法辞典」の中には、「強取」とは、暴行・脅迫により被害者の意思に反して財物を自己または第三者の占有に移すことである。という説明がしてあります。ですから、私がないと申し上げたのは、最初の図書館に備えてある大きな辞書になかったのだ、ないということをおし上げたのですが、あることはありました。あつたけれども発音の仕方が違う、あるいはまたいわゆる強盗罪の構成要件であるとか、あるいは強取とは要するに財物を自己または第三者の占

有に移す、こういうことだという説明でありまして、この法律に使っておりますような航空機を強取する、というようなことは、仮にこの言葉を適用しても、実際問題としてあり得ないことであります。私は実は昨年の国会の審議の際もその点を強調したわけでありまして、お忙しいでしようけれども、もう少し大臣なども法律をつくる前には、日本の国民が使っているかどうかというふうなことぐらいはぜひ見ていただきたいと思ひます。いまの法律の中にどういうふうな用語例としてあるかというところをお尋ねした際に、刑事局長は、認識不足といえますか見当違いというか、そういう答弁をされて、これは直ちに訂正、補完をされました。しかしその際、いやくも刑事局長たる者がまことに申しわけない、こういうことを言つて訂正されたわけですが、それほどまでこの言葉はわかりにくい言葉だと思ひます。したがつて、これは今度の改正刑法の草案では訂正されていくわけですが、そのことを私が指摘をいたしましたけれども、これまた刑事局長は御承知なかつた。私も大変がっかりしたわけでありまして、ですから、これから、法律用語ですから非常に厳密に区別をする必要がある、そういうために特殊な用語を用いるという場合があつてもやむを得ませんけれども、しかしこの改正刑法草案等では明らかにそういう言葉は使わないことになつたわけですよ。それは六十八ページに、いままでの航空機の強取等の処罰に関する法律というのはその言葉は使わないで、今度は別な言葉を使うというふうになつてゐる。それは私は航空機の強取というふうな言葉は不適当な言葉だと思ひます。これは強盗罪にはいいのですよ。さっきの辞典が言つてゐる通りに、二つともこの辞典は正しいと思ひます。強盗罪などにはいいと思ひます。これは全く適切だと思ひます。占有を移して所持する、あるいは強盗して盗んだものをポケットに入れて持つていくというふうな場合にはいいと思ひます。けれども、しかし飛行機の強取、これは具体的にどういう例を指すのだと言つて去年の国会でお

尋ねをしましたら、刑事局長の御答弁では、ただ一つの実例は、昭和四十八年にベンガジ空港で航空機を爆破したことである、こういう御説明であつたのでありますが、航空機の爆破、炎上というふうなことがいふゆる占有を移すあるいは所持する、そういう言葉で表現をされるというのには、私はまことにその実態に沿わないという気がいたしまして、これはぜひこれから大臣にもお願いしておきたいと思ひますが、本省の皆さんはいずれも専門家でございまして、そういうことに慣れたまゝで、日本人が使うのだからどうかどうだろうかと、そういうふうなことも余り考えておられないというふうな思われる。そういうことのないようになつてほしいと思ひます。世の中は専門家は素人の方がいつも多いわけですよ。だから素人にわかるような、あるいはこの程度の言葉ならば西宮の知能指数でも大体わかるのじゃないかというぐらゐにレベルダウンをして考えていただくというのとを特にお願ひしておきたいと思ひます。

○伊藤（繁）政府委員 先般お尋ねでございましたので、私も一応のお答えをいたしました。したがつて、後よく御引用の条文等を丹念に検討いたしましたわけでございます。そういたしますと、逮捕監禁致死傷と申しますのは、人を逮捕監禁し、「因テ人ヲ死傷ニ致シタル者」ということでありまして、明らかに結果の加重犯である。西宮委員のお言葉をかりますと、まさに延長線上の行為である。ところが、ただいま御提案しております法律の第三条は、第一条あるいは第二条の罪を犯し、よつて人をどうこうしたというものでなく、強要行為をした者が人を殺したとき、こういうこととございまして、たとえて言えば、一条あるいは二条の罪と三条の罪との関係は、強要行為を犯した者が、という点を除いて考えますと、併合罪の関係に立つような関係にある。そういう意味におきまして、逮捕監禁致死傷が結果の加重犯であるというのとはやはり趣を異にする。したがつて、仮に将来、逮捕監禁及び逮捕監禁致死傷の罪の二つだけで一つの法律をつくるといういたしました場合に「等」が要らないとしても、今回の法律には「等」が要る。結局、熟考の結果、やはりそういう結論に達したわけでございます。

○西宮委員 その議論を始めるのとまた時間が足りなくなりましてから省略をいたしますが、局長はい

ま私が朗読いたしましたように、むしろ刑法の規定に「等」を入れるのが——これは法律にした場合です、入れるのがあたりまえだというふうに答弁をされた。しかし、その法律では、ただし法制局の慣例は法律の名称には「等」を使う、しかし——これは明らかに言っているわけですよ、「等」を入れる、しかし法律の中の章の場合には入れない、これが慣例だというお話でありましたので、単なる慣例なのか、そういう程度ならば当然細則とかあるいは通達とか何かそういう基礎になるものがあるはずだということで、私はそのことを御提示を願いたいということを政府委員室を通してお願いをしておつたので、もしあつたらお示しをいただきたいと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 内閣法制局の考え方といまして、法律の題名は中身を正確にあらわすものでなければならぬ、しかしながら章名、節名についてはある程度の許容度があるというふうな考え方である。審査に当たつておるといふこととが、そういう書いたもので明らかにしているという事実はないようでございます。

○西宮委員 局長はいまの御答弁と全く同じことを前回にもおっしゃられたわけでありまうけれども、さらに局長はそういうふうに、法律の場合には、対象にする事態が複数ある場合には「等」をつける、しかしそれが章の場合には「等」をつけない、これが内閣法制局の慣例だ、しかも「私はその慣例は一応合理性があると思つております。」という答へもされて、局長としてもこれが正当であるという御答弁をされたのであります。

私はその後で、本日に手当たり次第に二、三の例を拾つたわけでありまうが、それをちよつと申し上げますと、犯罪者予防更生法第三章第三節保護観察の終了等、仮釈放及び保護観察等に関する規則第二章仮釈放等と「等」がある。滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二章滞納処分による差押がされている財産に対する強制執行等、消防法第四章消防の設備等、急傾斜地の

崩壊による災害の防止に関する法律第二章急傾斜地崩壊危険区域に関する管理、交通安全対策基本法第二章交通安全対策会議等、高圧ガス取締法第四章容器等、石油コンビナート等災害防止法第二章新設等の届出、指示等、これは私の手元にあつた六法全書をばらばら見ただけですが、こういう例は幾らでもあるわけですよ。これは決して統一的な方針にはなつていない。このことは明らかだと思ふのですが、その点はどうかですか。

○伊藤(榮)政府委員 私も章名、節名に「等」のついていないものはないとお答えしたつもりはないのでございまして、法律の題名と章名、節名とにおいては、法制局においてはその厳密さの許容度とされておる、したがつて「等」をどうしても入れなければならぬ場合かどうか厳密に考へて、なくとも大体わかる場合には章名、節名には「等」はつけておらない、これが慣例であるというふうに申し上げておるわけでございます。

○西宮委員 ただいまの御答弁は、その許容度云々ということで、幅があるのだという答弁をしておられますけれども、この前の御答弁では、その点はきめて明確に答へられたわけですよ。そして「私どもはこの「等」がある方が正確じゃないかというふうな気がしておるわけでございます。」という答弁をしておるわけですよ。こういうことでまことに自信のないお答えです。そういう気がいたしますというふうに気分が左右される。いやしくも法律ですからもう少ししっかりしてもらわないと困ると思ふのです。

しかし、それは最終的に局長のおっしゃるやうにそれを全部認めるといひましよう。そうしますと、当然に提案理由は書きかえなければならぬと思ふのですが、それは書きかえていつお出しになりますか、大臣。

○伊藤(榮)政府委員 提案理由はまさにこの法案の内容の必要性を簡明にあらわしておるわけでございます、改める必要はないと思ひます。

○西宮委員 改める必要はないのですか。そんなばかなことはないのじゃないですか。それでは第三條はよろしいという提案なのですね。第三條は除外するという提案理由なのですね。四日前の委員会でも私は申し上げたでしよう。「この種の強要行為に対する処罰を強化する」というので、つまり「等」はないわけですよ。あなたは「等」は第三條を指すと言つたでしよう。それでは、提案理由の方は第三條は除外するということですね。

○伊藤(榮)政府委員 もう少し先をお読みいただきますと、「この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」となつておるわけでございます。

○西宮委員 冗談じゃありませんよ。この前質問したでしよう。この最後の「等」は何を指すかと言つてお尋ねしたら、第四條を指すと言われたのじゃないですか。つまり、第四條はいわゆる処罰の範囲を拡張する、刑法の第二條を適用する、それはけりつぱに答へに載つておりますよ。これは第四條を指すのだ。ですから、第三條は提案理由から除外されている。その点は明瞭じゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 私が申し上げておりますのは「この種の強要行為に対する処罰を強化する」ということでございまして、処罰を強化するためという強い強要行為を犯した者が人質にされている者を殺した場合に特に重い刑を盛る、こういう措置をも含めて処罰を強化しておるわけでございます。

○西宮委員 それはもちろんわかつていますよ。わかつていますけれども、こで言うのは「この種の強要行為に対する処罰を強化する」。だから「強要行為」と言つて「等」を入れなければ第三條は除外されてしまふわけですよ。その次の「等」は、これはもう明瞭に速記録に残つていますよ。これは第四條を指す。したがつて、第四條は処罰の強化ではなしに、処罰の対象を広げるので最後に「等」をつけたのだ、こういう御説明なのです。

○瀬戸山國務大臣 西宮委員が、この法律の文言を書くときの用語の問題、法律の題名あるいは

章、節等の書き方、こういうことについて深い御研究をされて、いろいろ御示唆をいただきまして、私もありがたく拝聴いたしております。もちろん国民に対する法律でありますから、できるだけ国民が理解のしやすいような用語を使う、これは当然のことだと思ひます。今後ともそういう点は十分気をつけて立案をいたしたい、かように考えます。

ただ、いま、どこかと思つて見ましたら、この法案の提案理由「最近における人質による強要行為の実情にかんがみ、この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講ずる必要がある。」これは私の見ましたところでも全然矛盾を感じないわけでございます。といひますのは、これはしばしば刑事局長等からも御説明をいたしておりますように、この法案は、第一條が、御承知のように各種のハイジャックの規定を設ける、強要行為でございます。第二條が飛行機の強取による強要行為。この二つが並んでおるわけでございます。こういうものに対する処罰を強化するということを一応書いて、そのほかに、そういう場合に人質を殺した場合は別に重く罰するという規定が第三條にあります。でありますから、強要行為に対する処罰を強化するのが第一條、第二條、それから第三條は、これと類型を異にして、人質を殺したときは「死刑又は無期」という規定がありますから、それが「等」に当たる、こういうことでありまして、私の方としては矛盾を感じない、かように考えます。

○西宮委員 それは大臣の御答弁が間違つておるのじゃないですか。なぜならば、第一條、第二條の事案に対して、第三條は人を殺した場合だ、ところが、この法律の題名に「等」をつけたのは第三條があるから「等」をつけたのだ、第一條と第二條だけならば「等」は要らないのだ、こういうことを局長は答へられているわけですよ。そのために「等」をつけたのでありますということをくどいほど答へをしておられるわけですよ。それならば、第三條をいまおっしゃつたやうな人を殺した場合云々と

うならば、当然に提案理由の中に「等」を入れなければ通用しないじゃないですか。

○瀬戸山國務大臣 題名の「人質による強要行為等の処罰に関する法律」これもしばしば申し上げておりますが、いまのことと同じだと思ひます。

第一条、第二条、犯罪類型をつくっております。これが強要行為に関する処罰の規定でございます。そのほかに第三条がありますから、この法律の内容はどういうことなんだという事は、あらまし題名を見てわかるように、それが立法のときの書き方でございますから、強要行為だけでは、ほかに人を殺した場合は罪があるのかどうか見当がつかない、そのほかにも何かあるのだ、こういう意味で「等」が入れてある、これもしばしば申し上げておるところでございます。この提案理由の末尾に書いてあるものも、そのことをこういう意味で提案をいたしました、こういうことでございますから、私の頭が非常に低級なかもしれませんが、ちょっと理解に苦しむわけでござい

ます。

○西宮委員 大臣が言われるとおり、第一条、第二条は要求行為、第三条は人を殺した場合。その第三条に人を殺したというのがあるから、題名には「等」を入れたのだ、こういう局長の説明なんです。だから、それならばここに「強要行為等」と入れなければ、提案理由の方では第三条は提案しないということになってしまふじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 「理由」にございますように「最近における人質による強要行為の実情に

かんがみ、この種の強要行為に対する処罰を強化する」というのでございまして、最近における強要行為の実情はどうかと見ますと、第一条に書いてあるような強要行為、第二条に書いてあるような強要行為、あるいはその強要行為に関連して第三条のような殺害行為、こういうものの発生が危惧されるわけでございます。これらのものに対する処罰を強化するというのがこの法律のまず主たる理由であるわけでございます。なおこれに伴つて

第四条のような国外犯の規定を設ける必要もあるわけでございます。それらを簡潔に述べたのがこの「理由」でございます。非常に簡潔に述べておりますから、論理的にいろいろ申し上げてまいれば、最近における人質による強要行為の実情はかくかくであるというように細かく申し上げるべきでございまして、こういうふうな理由を長く書けばよろしいのでございまして、それらのことの詳細につきましましては、御審議の冒頭に大臣から提案理由として説明申し上げたところでござい

ます。

○西宮委員 長く書く必要はないのです。あなたは、第三条は「等」の中に入っているのだ、

「等」というのは第三条を指すのだ。——だから、ここでも「等」を入れさえすれば長く説明する必要も何もないのです。いまおっしゃったように、第一条、第二条は要求行為だ、強要行為だ、第三条は殺害行為だと言っておられるのでしよう。だから、そのために表題に「等」をつけて出したのだということを言ったのに、それならばここに「等」がなければ第三条の殺害行為というものは提案理由からは抜けてしまふじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 題名の方で使っております「等」につきましては、それぞれの罰則そのものをあらわすために「等」を使っておるわけです。ところが理由の方は、最近の現象、それからそれに対する対応の必要性、こういうことを述べておるわけでございます。おのずから観点が異なる。だから、強要行為の罰則の法定刑を強化する必要がある、あるいは強要行為に係る者が人を殺害した場合の法定刑の強化を図るというふうな厳密な構成要件に即して理由を書くといひますと、ただいま申し上げましたように、もう少し長く書かないといひないのかもしれないけれども、そういう提出の理由となりまして提出の必要性というものを、具体的な実情に即して簡明に記載した、そういう意味で、そこにごらんのような表現になっておる次第でございます。

○西宮委員 長く書かなければならぬという必要は全くありません。前の方が「等」で第三条を

指すのだと言っておるのですから、ここにも「等」を入れさえすれば何も問題はないのだ。

○伊藤(榮)政府委員 「理由」において私もかんがみておりますのは「人質による強要行為の実情」にかんがみておるわけでございます。したがって、その種の強要行為に対する処罰を強化するわけでございます。論理は一貫しておるのではないかと思つております。

○西宮委員 これはちつとも一貫していません。最近における人質による強要行為の実情にかんがみ」かんがみているのはこれだ。しかし、それならば第三条はなくていいはずなんです。単に強要行為だけを処罰するというならば第三条は必要なかったし、したがってこの提案理由で十分だということになるわけです。第三条を入れたからには、それを対象にした提案理由の説明がなければおかしいのじゃないですか。

○伊藤(榮)政府委員 第三条の規定も、最近の実情にかんがみて強要行為の処罰を強化する一つの手段でございます。

○西宮委員 それなら上の方の「人質による強要行為の実情にかんがみ」ここにも「等」を入れたらよかつたかもしれません、いまのような御説明なら。

○伊藤(榮)政府委員 私どもの理由を書きました趣旨は、先ほど来種々申し上げておるとおりでございますが、いろいろ御指摘を受けてみますと、もう少し今後は配慮すべきであらうと思ひますので、十分承つておきます。

○西宮委員 それではこれで終わりにいたします。とにかく法律の言葉というものは、ずいぶん権利義務に係る、ことに刑事法などは、そういう点では特に大事な問題なんです。ただ、非常に残念なのは、いま御答弁を伺つておりますと、その都度その都度、この前に御答弁になったこと、その他適当にその場で答弁されるというふうなのが目立って、その点は非常に私は残念に思つたのですけれども、ぜひ今後そういうことのないように御注意を促したいと思います。

○鴨田委員長 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 この前の残りの中で確信犯というのはいくつかあることをひとつお聞きをしていきます。

○伊藤(榮)政府委員 確信犯という言葉は、わが国の刑法その他の法律において用いられておるものではないから、学説によりまして必ずしもその意味内容が明確でないと思ふのでござい

ます。世界的に見ますと、確信犯という言葉が使われ

ましたのは、この前稲葉委員からちつと御指摘があつたような気がいたしますが、一九二二年のドイツのラートブルツフによる刑法改正草案においてございまして、それによりまして、同草案の七十一條におきまして「行為者の決定的動機が、彼が自己の道徳的、宗教的又は政治的確信に基づいて行為に対して義務づけられてい

る同一刑期の拘禁に処せられる」というものをラートブルツフが提案したことがありまして、これが一般的確信犯というものの定義あるいはこれに近いものとして考えられておるのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 この前私はフエリーと申し上げましたので、訂正させていただきます。ラートブルツフですね。そこで、一体日本で確信犯というものは認められるという考え方ですか。確信犯というものは認められないという考え方ですか。

○伊藤(榮)政府委員 学説上は確信犯というものの存在を前提とした理論の展開が一部見られるわけでございますが、わが国の刑法等の適用の関係では、確信犯という概念を利用して裁判所が裁判をしたという例は余りございせん、むしろ政治的な色彩の犯罪であるかどうかということが問題になりまして、そういうものについてはい

わゆる禁錮、懲役でなく禁錮をもって臨むべきではないかという議論で、大体それが中心となつておるのではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 たとえばこういう議論があるん

です。慶応大学の宮沢浩一さんの議論だと思つていいでしょう。「今日のように、投票を通じて政治的決定に参加する民主主義のルールの下で、「確信犯」を認めることは、矛盾です。」という、これは対話の中の一つのあれで、宮沢さんの意見かどうかはつきりしませんが、こういふ考へ方があるのです。いまの法務省としてはこういふ考へ方をとっているわけですか。

○伊藤(榮)政府委員 別に法務省としては確信犯の存在を否定するという態度をとっているわけでもございませんし、いろいろ学説上確信犯といふものについての説がなされ、たとえば確信犯については違法性の認識があるのかないのか、そういうものが期待できるのかどうか、あるいはこういふものに対して刑罰の改善効果があるのかないのかとか、そういう具体的な刑事政策の運用面で議論になる問題でございます。確信犯といふものは存在しないとか、何かそういうふうな決をつけるにいたしましたも、確信犯の定義そのものが確立されておらないというところでございますので、法務省としてどういふ態度をとっておるといふことはございません。

○稲葉(誠)委員 木村龍二さんのものを讀むと、木村さんは牧野さんの弟子ですから、主観主義の刑法理論をとっている人ですけれども「確信犯」に対して応報刑を科することは、刑事政策的には盲目的無策を意味すること以外ではない。こういふことだ、こう思うのですが、こういふ考へ方に対しては一体どういふふうな考へます。

○伊藤(榮)政府委員 牧野先生の流れをくまれる木村先生としては、結局刑罰の本質を、どちらかといふと犯人の更生改善という主観的な側面からとらえられる方だと思つてございます。そういういたしますと、木村先生の御認識になつておる確信犯というものは違法性の認識を欠くものである、したがつて、もともと違法なことをしたと思つていない、そういうものであるから、これに対して、君は違法な行為をしたのであつて、したが

つて社会順応性を身につけるようにならなければならぬというような教育を施す余地がない、こういうようなことをおっしゃつておるのではないと思ひます。

○稲葉(誠)委員 この確信犯の問題は非常にむづかしい問題で、まだそのほかにもたくさん問題があるわけですが、時間の関係もありまゝから、これで質問を終わりにいたします。

○鴨田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鴨田委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対し、山崎武三郎君外七名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同、新自由クラブ、無党派クラブ及び社会民主連合の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。稲葉(誠)委員 私は、提案者を代表して、附帯決議案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、案文を朗讀いたします。

人質による強要行為等の処罰に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法が一部過激分子による航空機の乗取り、在外公館の占拠等の不法事犯に対処する目的で制定せられた経緯にかんがみ、本法の適用に当たつては、憲法で保障された正当な労働、農民、市民運動等に対し、その本来の目的

を逸脱してこれを乱用することのないよう万全の配慮をすべきである。

ただいま議決いたしました法律案は、近時一部過激分子によるハイジャック等の不法事犯が悪質、過激化し、その都度多数の関係者を人質にして不法な要求をするなどの実情にかんがみ、この種事犯の再発防止のため、罰則を強化する等の措置を講じたものであります。

しかし、本法が施行されました後は、過激分子に適用されるだけでなく、その他の者に対する適用も考えられるのであります。したがつて、政府は、本法の運用に当たつては、労働運動など正当な運動を阻害することのないよう万全の配慮をされたいというのが本附帯決議案の趣旨であります。

何とぞこの附帯決議案に御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。瀬戸山法務大臣。

○瀬戸山国務大臣 人質による強要行為等の処罰に関する法律案につきましては、各方面から慎重な御審議をいただきまして、御可決いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、当然のことでございますから、その趣旨を十分尊重して今後の運営に当たつてを申し上げておきます。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、明十九日水曜日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時四十八分散會